

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成28年10月20日(2016.10.20)

【公開番号】特開2014-90720(P2014-90720A)

【公開日】平成26年5月19日(2014.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2014-026

【出願番号】特願2013-223828(P2013-223828)

【国際特許分類】

A 24 D 3/04 (2006.01)

A 24 D 3/14 (2006.01)

A 24 D 3/16 (2006.01)

【F I】

A 24 D 3/04

A 24 D 3/14

A 24 D 3/16

【手続補正書】

【提出日】平成28年9月1日(2016.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フィルター材とその軸方向領域に配された煙変性剤を含む第1の個別のフィルターセクションと

第1フィルターセクションに接続され、フィルター材およびその軸方向領域に使用の際、煙変性剤が配されている第1フィルターセクションの軸方向領域に煙を案内するために配置された少なくとも1つの溝を含む第2の個別のフィルターセクションとを含み、煙変性剤が第1フィルターセクションのフィルター材の軸方向領域のみに配置される、またはこのフィルターセクションの軸方向領域にその非軸方向領域より多く配置され、第2フィルターセクションは、使用の際、第1フィルターセクションの非軸方向領域を介してより、その軸方向領域を介して多くの煙を案内するように構成され、

この第2フィルターセクションは、喫煙品に組み込んだ際に、第1フィルターセクションの下流に隣接するように第1フィルターセクションに接続されている喫煙品用フィルター。

【請求項2】

少なくとも1つの溝は、第1フィルターセクションのフィルター材の他の領域より煙が通過する際の抵抗が小さいことを特徴とする請求項1記載のフィルター。

【請求項3】

溝は、第2フィルターセクションを通る中空の経路であることを特徴とする請求項1または2記載のフィルター。

【請求項4】

第1および/または第2フィルターセクションのフィルター材の軸方向領域は、1mm～4mmの半径を有し、喫煙品の軸が中心になることを特徴とする請求項1乃至3いずれか1項記載のフィルター。

【請求項5】

第1フィルターセクションは、連続したフィルター材を含み、このフィルター材は、そ

の軸方向領域に配された煙変性剤を有することを特徴とする請求項 1 乃至 4 いずれか 1 項記載のフィルター。

【請求項 6】

第 2 フィルターセクションは、管状のフィルターセクションであることを特徴とする請求項 1 乃至 5 いずれか 1 項記載のフィルター。

【請求項 7】

前記管状のフィルターセクションは、纖維性フィルター材から形成されることを特徴とする請求項 6 記載のフィルター。

【請求項 8】

煙変性剤は、カプセル化された添加剤を含むことを特徴とする請求項 1 乃至 7 いずれか 1 項記載のフィルター。

【請求項 9】

前記煙変性剤は、第 1 フィルターセクション内の長手方向に延びた中央位置以外の位置で第 1 フィルターセクション内に位置するカプセル内に含有されることを特徴とする請求項 8 記載のフィルター。

【請求項 10】

前記カプセルは、第 1 フィルターセクション内の長手方向の中央位置から 1 mm ~ 10 mm 離れた位置で第 1 フィルターセクション内に位置していることを特徴とする請求項 9 記載のフィルター。

【請求項 11】

煙変性剤は、担体材料に配されていることを特徴とする請求項 1 乃至 7 いずれか 1 項に記載のフィルター。

【請求項 12】

前記担体材料は、糸であることを特徴とする請求項 11 記載のフィルター。

【請求項 13】

喫煙品に組み込んだ際に、第 1 フィルターセクションの上流になるように第 1 フィルターセクションに接続された第 3 の個別のフィルターセクションをさらに含むことを特徴とする請求項 1 乃至 12 いずれか 1 項に記載のフィルター。

【請求項 14】

前記第 3 フィルターセクションは、纖維性フィルター材および粒状の吸着材を含んでいることを特徴とする請求項 13 記載のフィルター。

【請求項 15】

前記粒状の吸着材は、第 3 フィルターセクションの円周領域に配置する、第 3 フィルターセクションのフィルター材に分散させる、または第 3 フィルターセクションの円周領域に配置された粒状の吸着材および第 3 フィルターセクションに分散された粒状の吸着材が含まれていることを特徴とする請求項 14 記載のフィルター。

【請求項 16】

請求項 1 乃至 15 いずれか 1 項記載のフィルターを含む喫煙品。

【請求項 17】

第 2 フィルターセクションは、第 1 フィルターセクションの下流に隣接し、喫煙品の吸い口端に配置されていることを特徴とする請求項 16 記載の喫煙品。

【請求項 18】

軸方向領域に配されたエアロゾル発生材およびエアロゾル変性剤を含む第 1 セクションと、

使用の際、エアロゾル発生材によって発生させたエアロゾルを第 1 セクションの軸方向領域を介して案内するために軸方向領域に位置する少なくとも 1 つの溝を有するフィルターを含む第 2 セクションとを含み、この第 2 セクションは、使用の際、第 1 セクションの非軸方向領域より、第 1 セクションの軸方向領域を介して多くの煙を案内することを特徴とする喫煙品。

【請求項 19】

前記第2セクションは、管状のフィルターセクションであることを特徴とする請求項18記載の喫煙品。

【請求項20】

前記管状のフィルターセクションは、纖維性フィルター材から形成されていることを特徴とする請求項19記載の喫煙品。

【請求項21】

エアロゾル変性剤は、第1セクションのエアロゾル発生材の非軸方向領域より軸方向領域に多く配されていることを特徴とする請求項18乃至20いずれか1項記載の喫煙品。